

貸渡約款

第1章・総則

株式会社フライト



第1条/約款の適用

当社は、この約款の定めるところにより、貸渡自動車（以下「レンタカー」と呼称）を借受人に貸渡すものとし、借受人はこれを借り受けるものとする。借受人は、第8条3項により、借受人と異なる運転者を指定した場合は、その運転者にこの約款の運転者に係る部分を周知し、遵守させるものとする。尚、この約款の定めのない事項については、第40条の細則、法令又は一般の習慣によるものとする。

2 当社は、この約款及び細則の趣旨、法令、行政通達並びに一般の慣習に反しない範囲で特約に応ずることがある。特約した場合には、その特約が約款に優先するものとする。

第2章・予約

第2条/予約の申込み

借受人は、レンタカーを借りるにあたって、約款及び別に定める料金表等に同意のうえ、別に定める方法により、予め車種クラス、借受開始日時、借受場所、借受期間、返還場所、運転者、チャイルドシート等付属品の要否、その他の借受条件（以下「借受条件」と呼称）を明示して予約の申込みを行うものとする。

2 当社は借受人から予約の申込みがあった時は、原則として、当社の保有するレンタカーの範囲内で予約に応ずるものとする。この場合、借受人は、当社が特に認める場合を除き、別に定める予約申込金を支払うものとする。

第3条/予約の変更

借受人は、前条第1項の借受条件を変更しようとするときは、予め当社の承認を受けなければならないものとする。

第4条/予約の取消し等

借受人は、別に定める方法により、予約を取り消すことができる。

- 2 借受人が、借受人の都合により、予約した借受開始時刻を1時間以上経過してもレンタカー貸渡契約（以下「貸渡契約」と呼称）の締結手続きに着手しなかったときは、予約が取り消されたものとする。
- 3 前2項の場合、借受人は、別に定めるところにより予約取消手数料を当社に支払うものとし、当社は、この予約取消手数料の支払いがあったときは、受領済の予約申込金を借受人に返還するものとする。
- 4 当社の都合により、予約が取り消されたとき、又は貸渡契約が締結されなかったときは、当社は受領済の予約申込金を返還するほか、別に定めるところにより違約金を支払うものとする。
- 5 事故 盗難、不返還、リコール、天災その他の借受人若しくは当社のいずれの責めにもよらない事由により貸渡契約が締結されなかったときは、予約は取り消されたものとする。この場合、当社は受領済の予約申込金を返還するものとする。

第5条/代替レンタカー

当社は、借受人から予約のあった車種クラスのレンタカーを貸し渡すことができないときは、予約と異なる車種クラスのレンタカー（以下「代替レンタカー」と呼称）の貸渡しを申し入れることができるものとする。

- 2 借受人が前項の申入れを承諾したときは、当社は車種クラスを除き予約時と同一の借受条件で代替レンタカーを貸し出すものとする。尚、代替レンタカーの貸渡料金が予約された車種クラスの貸渡料金より高くなるときは、予約した車種クラスの貸渡料金によるものとし、予約された車種クラスの貸渡料金より低くなるときは、当該代替レンタカーの車種クラスの貸渡料金によるものとする。
- 3 借受人は、第1項の代替レンタカーの貸渡し申入れを拒絶し、予約を取り消すことができるものとする。
- 4 前項の場合において、第1項の貸渡しをすることができない原因が、当社の責めに帰する事由によるときは第4条第4項の予約の取消しとして取り扱い、当社は受領済の予約申込金を返還するほか、別に定めるところにより違約金を支払うものとする。
- 5 第3項の場合において、第1項の貸渡しをすることができない原因が、当社の責めに帰さない事由によるときは第4条第5項の予約の取消しとして取り扱い、当社は受領済の予約申込金を返還するものとする。

第6条/免責

当社及び借受人は、予約が取り消され、又は貸渡契約が締結されなかったことについて、第4条及び第5条に定める

場合を除き、相互に何らの請求をしないものとする。

第7条/予約業務の代行

借受人は、当社に代わって予約業務を取り扱う旅行代理店、提携会社等（以下「代行業者」と呼称）において予約の申込みをすることができる。

- 2 代行業者に対して前項の申込みを行った借受人は、その代行業者に対してのみ予約の変更又は取消を申し込むことができるものとする。

第3章・貸渡し

第8条/貸渡契約の締結

借受人は第2条第1項に定める借受条件を明示し、当社はこの約款、料金表により貸渡条件を明示して、貸渡契約を締結するものとする。ただし、貸し渡すことのできるレンタカーがない場合又は借受人若しくは運転者が第9条第1項若しくは第2項各号のいずれかに該当する場合を除く。

- 2 貸渡契約を締結した場合、借受人は当社に第11条第1項に定める貸渡料金を支払うものとする。
- 3 当社は監督官庁の基本通達（注1）に基づき、貸渡簿（貸渡原票）及び第14条第1項に規定する貸渡証に運転者の氏名、住所、運転免許証の種類及び運転免許証（注2）の番号を記載し、又は運転者の運転免許証の写しを添付するため、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、借受人の指定する運転者（以下「運転者」と呼称）の運転免許証の提示を求めるほか、その写しの提出を求めることがある。この場合、借受人は、自己が運転者であるときは自己の運転免許証を提示し、又はその写しを提出するものとし、借受人と運転者が異なるときはその運転者の運転免許証を提示し、又はその写しを提出するものとする。

（注1） 監督官庁の基本通達とは、国土交通省自動車交通局長通達「レンタカーに関する基本通達」（自旅第138号 平成7年6月13日）の2.（10）及び（11）のことをいう。

（注2） 運転免許証とは、道路交通法第92条に規定される運転免許証のうち道路交通法施行規則第19条別記様式第14の書式の運転免許証をいいます。また、道路交通法第107条の2に規定する国際運転免許証又は外国運転免許証は、運転免許証に準ずる。

- 4 当社は貸渡契約の締結にあたり、借受人及び運転者に対し、運転免許証のほかに当社が指定する補助書類の提示を求め、及び提示された書類の写しをとることがある。
- 5 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受期間中に借受人及び運転者と連絡するための携帯電話番号等の告知を求める。
- 6 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、クレジットカード若しくは現金による支払いを求め、又はその他の支払方法を指定することがあります。
- 7 借受人は契約後の借受期間の延長はできないものとする。

第9条/貸渡契約の締結の拒絶

借受人又は運転者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸渡契約を締結することができないものとする。

- （1）貸し渡すレンタカーの運転に必要な運転免許証を提示せず、又は当社が求めたにもかかわらず、その運転者の運転免許証の写しの提出に同意しないとき
 - （2）酒気を帯びていると認められるとき。
 - （3）麻薬、覚せい剤、シンナー等による中毒症状を呈していると認められるとき。
 - （4）チャイルドシートが無いにもかかわらず6才未満の幼児を同乗させるとき。
 - （5）暴力団若しくは暴力団関係団体の構成員若しくは関係者又はその他の反社会的組織に属している者であると認められるとき。
- 2 借受人又は運転者が次の各号のいずれかに該当するときは、当社が貸渡契約の締結を拒絶することができるものとする。
 - （1）予約に際して定めた運転者と貸渡契約締結時の運転者が異なるとき。
 - （2）過去の貸渡しにおいて、貸渡料金その他当社に対する債務の支払いを滞納した事実があるとき。
 - （3）過去の貸渡しにおいて、第17条各号に掲げる行為があったとき。
 - （4）過去の貸渡し（他のレンタカー事業者による貸渡しを含む）において、第18条第6項又は第25条第1項に

掲げる行為があったとき。

- (5) 過去の貸渡しにおいて、貸渡約款又は保険約款違反により自動車保険が適用されなかった事実があったとき。
- (6) 当社との取引に関し、当社の従業員その他の関係者に対して、暴力的行為若しくは言辞を用いたとき、又は合理的範囲を超える負担を要求したとき。
- (7) 風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて当社の信用をき損し、又は業務を妨害したとき。
- (8) 別に明示する条件を満たしていないとき。
- (9) その他、当社が適当でないと認めたとき。

前第2項の場合において借受人との間に既に予約が成立していたときは、予約の取消しがあったものとして取り扱い、借受人から予約取消手数料の支払いがあったときは、受領済みの予約申込金を借受人に返還するものとする。

第10条/貸渡契約の成立等

貸渡契約は借受人が当社に貸渡料金を支払い、当社が借受人にレンタカーを引き渡したときに成立するものとする。この場合、受領済の予約申込金は貸渡料金の一部に充当されるものとする。

- 2 前項の引き渡しは、第2条第1項の借受開始日時に、同項に明示された借受場所で行うものとする。

第11条/貸渡料金

貸渡料金とは、以下の料金の合計金額をいうものとし、当社はそれぞれの額又は計算根拠を料金表に明示する。

基本料金、乗捨手数料、免責補償制度加入料、オプション料金、燃料代、配車引取料、その他料金

- 2 基本料金は、レンタカーの貸渡し時において、当社が地方運輸局運輸支局長（兵庫県にあっては神戸運輸監理部兵庫陸運部長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局陸運事務所長。以下、第14条1項においても同じとする）に届けて出て実施している料金によるものとする。
- 3 第2条による予約をした後に貸渡料金を改定したときは、予約時に適用した料金と貸渡し時の料金と比較して低い貸渡料金によるものとする。
- 4 貸渡料金については細則で定めるものとする。

第12条/借受条件の変更

借受人は、貸渡契約の締結後、第8条第1項の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとする。

- 2 当社は、前項による借受条件の変更によって貸渡業務に支障が生ずるときは、その変更を承諾しないことがある。

第13条/点検整備及び確認

当社は、道路運送車両法第48条（定期点検整備）に定める点検をし、必要な整備を実施したレンタカーを貸渡すものとする。

- 2 当社は、道路運送車両法第47条の2（日常点検整備）に定める点検をし、必要な整備を実施するものとする。
- 3 借受人又は運転者は、前2項の点検整備が実施されていること並びに別に定める点検表に基づく車体外観及び付属品の検査によってレンタカーに整備不良がないことその他レンタカーが借受条件を満たしていることを確認するものとする。
- 4 当社は、前項の確認によってレンタカーに整備不良が発見された場合には、直ちに必要な整備等を実施するものとする。

第14条/貸渡証の交付、携帯等

当社は、レンタカーを引き渡したときは、地方運輸局運輸支局長が定めた事項を記載した所定の貸渡証を借受人又は運転者に交付するものとする。

- 2 借受人又は運転者は、レンタカーの使用、前項により交付を受けた貸渡証を携帯しなければならないものとする。
- 3 借受人又は運転者は、貸渡証を紛失したときは、直ちにその旨を当社に通知するものとする。

第4章・使用

第15条/管理責任

借受人又は運転者は、レンタカーの引渡しを受けてから当社に返還するまでの間（以下「使用中」という）、善良な管理者の注意義務をもってレンタカーを使用し、保管するものとする。

第16条/日常点検整備

借受人又は運転者は、使用中に、レンタカーについて、毎日使用する前に道路陸送車両法第47条の2（日常点検整備）に定める点検をし、必要な整備を実施しなければならないものとする。

第17条/禁止行為

借受人又は運転者は、使用中に次の行為をしてはならないものとする。

- (1) 当社の承諾及び道路運送法に基づく許可等を受けることなくレンタカーを自動車運送事業又はこれに類する目的に使用すること。
- (2) レンタカーを所定の用途以外に使用し又は第8条第3項の貸渡証に記載された運転者及び当社の承諾を得た者以外の者に運転させること。
- (3) レンタカーを転貸し、又は他に担保の用に供する等当社の権利を侵害することとなる一切の行為をすること。
- (4) レンタカーの自動車登録番号標又は車両番号標を偽造若しくは変造し、又はレンタカーを改造若しくは改装する等その原状を変更すること。
- (5) 当社の承諾を受けることなく、レンタカーを各種テスト若しくは競技に使用し又は他車の牽引若しくは後押しに使用すること。
- (6) 法令又は公序良俗に違反してレンタカーを使用すること。
- (7) 当社の承諾を受けることなくレンタカーについて損害保険に加入すること。
- (8) レンタカーを日本国外へ持ち出すこと。
- (9) その他第8条第1項の借受条件に違反する行為をすること。

2 本条、第18条又は第25条に該当する場合で、刑法に違反する行為があった場合は、当社は法的手続きを開始することがある。

第18条/違反駐車の場合の措置等

借受人又は運転者は、使用中にレンタカーに関し道路交通法に定める違反駐車をしたときは、借受人又は運転者は違反駐車をした地域を管轄する警察署に出頭して、直ちに自ら違法駐車に係る反則金等を納付し、及び違法駐車に伴うレッカー移動、保管、引取りなどの諸費用を負担するものとする。

- 2 当社は、警察からレンタカーの放置駐車違反の連絡を受けたときには、借受人又は運転者に連絡し、速やかにレンタカーを移動させ、若しくは引き取るとともに、レンタカーの借受期間満了時又は当社の指示する時までに取扱い警察署に出頭して違反を処理するよう指示するものとし、借受人又は運転者はこれに従うものとする。なお、当社は、レンタカーが警察により移動された場合には、当社の判断により、自らレンタカーを警察から引き取る場合がある。
- 3 当社は、前項の指示を行った後、当社の判断により、違反処理の状況を交通反則告知書又は納付書、領収書により確認するものとし、処理されていない場合には、処理されるまで借受人又は運転者に対して前項の指示を行うものとする。また、当社は借受人又は運転者に対し、放置駐車違反をした事実及び警察署等に出頭し、違反者として法律上の措置に従うことを自認する旨の当社所定の文書（以下「自認書」と呼称）に自ら署名するよう求め、借受人又は運転者はこれに従うものとする。
- 4 当社は、当社が必要と認めた場合は、警察に対して自認書及び貸渡証の個人情報（個人番号を除く）を含む資料を提出する等により借受人又は運転者に対する放置駐車違反に係る責任追及のための必要な協力を行うほか、公安委員会に対して道路交通法第51条の4第6項に定める弁明書及び自認書並びに貸渡証等の資料を提出し、事実関係を報告する等の必要な法的措置をとることができるものとし、借受人又は運転者はこれに同意するものとする。
- 5 当社は道路交通法第51条の4第1項の放置違反金納付命令を受け、放置違反金を納付した場合又は借受人若しくは運転者の探索に要した費用若しくは車両の移動、保管、引取り等に要した費用を負担した場合には、当社は借受人に対し、次に掲げる金額（以下「駐車違反関係費用」と呼称）を請求するものとする。
この場合、借受人は、当社の指定する期日までに駐車違反関係費用を支払うものとする。
 - (1) 放置違反金相当額
 - (2) 当社が別に定める駐車違反違約金
 - (3) 探索に要した費用及び車両の移動、保管、引取りに要した費用
- 6 当社が前項の放置違反金納付命令を受けたとき、又は借受人が当社が指定する期日までに同項に規定する請求額の全額を支払わないときは、当社は借受人の氏名、生年月日、運転免許証番号等を一般社団法人

全国レンタカー協会情報管理システム（以下「全レ協システム」と呼称）に登録する等の措置をとるものとする。

- 7 第1項の規定により借受人又は運転者が違法駐車に係る反則金等を納付すべき場合において、該当借受人又は運転者が、第2項に基づく違反を処理すべき旨の当社の指示又は第3項に基づく自認書に署名すべき旨の当社の求めに応じないときは、当社は第5項に定める放置違反金及び駐車違反違約金に充てるものとして、該当借受人から、当社が別に定める額の駐車違反金（次項において「駐車違反金」と呼称）を申し受けることができるものとする。
- 8 第6項の規定にかかわらず、当社が借受人から駐車違反金及び第5項第3号に規定する費用の額の全額を受領したときは、当社は第6項に規定する全レ協システムに登録する等の措置をとらず、又は既に全レ協システムに登録したデータを削除するものとする。
- 9 借受人が、第5項に基づき当社が請求した全額を当社に支払った場合において、借受人又は運転者が、後刻当該駐車違反に係る反則金を納付し、又は公訴を提起されたこと等により、放置違反金納付命令が取り消され、当社が放置違反金の還付を受けたときは、当社は既に支払いを受けた駐車違反関係費用のうち、放置違反金相当額のみ借受人に返還するものとする。第7項に基づき当社が駐車違反金を申し受けた場合においても、同様とする。
- 10 第6項の規定により、全レ協システムに登録された場合において、反則金が納付されたこと等により放置違反金納付命令が取り消され、又は第5項の規定による当社の請求額が全額当社に支払われたときは、当社は全レ協システムに登録したデータを削除するものとする。

第19条/GPS機能

借受人及び運転者は、レンタカーに全地球測位システム（以下「GPS機能」と呼称）が搭載されている場合があり、当社所定のシステムにレンタカーの現在位置・運行経路等が記録されること、及び当社が該当記録情報を下記の目的で利用することに同意するものとする。

- (1) 貸渡契約の終了時に、レンタカーが所定の場所に返還されたことを確認するため
 - (2) 第25条第1項に該当したとき、その他レンタカーの管理又は貸渡契約の履行等のために必要と認められる場合に、レンタカーの現在位置を確認するため
 - (3) 借受人及び運転者にたいして提供する商品・サービス等の品質向上、顧客満足度の向上等のためのマーケティング分析に利用するため
- 2 借受人及び運転者は、前項のGPS機能によって記録された情報について、当社が、法令に基づき開示を求められた場合、又は裁判所、行政機関その他公的機関から開示請求・開示命令を受けた場合に、必要な限度でこれを開示することがあることに同意するものとする。

第20条/ドライブレコーダー

借受人及び運転者は、レンタカーにドライブレコーダーが搭載されている場合があり、借受人及び運転者の運転状況が記録されること、及び当社が該当記録情報を下記の目的で利用することに同意するものとする。

- (1) 事故が発生した場合に、事故発生状況を確認するため
 - (2) レンタカーの管理又は貸渡契約の履行等のために必要と認められる場合に、借受人及び運転者の運転状況を確認するため
 - (3) 借受人及び運転者に対して提供する商品・サービス等の品質向上、顧客満足度の向上等のためのマーケティング分析に利用するため
- 2 借受人及び運転者は、前項のドライブレコーダーによって記録された情報について、当社が、法令に基づき開示を求められた場合、又は裁判所、行政機関その他公的機関から開示請求・開示命令を受けた場合に、必要な限度でこれを開示することがあることに同意するものとする。

第5章・返還

第21条/返還責任

借受人又は運転者は、レンタカーを借受期間満了時まで所定の返還場所において当社に返還するものとする。

- 2 借受人又は運転者が前項の規定に違反したときは、借受人は、それにより当社に与えた損害を賠償するものとする。
- 3 借受人又は運転者は、天災その他不可抗力により借受期間内にレンタカーを返還することができない場合には、

借受人及び運転者は、当社に生ずる損害について責めを負わないものとする。この場合、借受人又は運転者は直ちに当社に連絡し、当社の指示に従うものとする。

第22条/返還時の確認等

借受人又は運転者は、当社立ち合いのもとにレンタカーを返還するものとする。この場合、通常の使用によって摩耗した箇所等を除き、引渡し時の状態で返還するものとする。

- 2 借受人又は運転者は、レンタカーの返還にあたって、レンタカー内に借受に若しくは運転者又は同乗者の遺留品がないことを確認して返還するものとする。

第23条/借受期間変更時の貸渡料金

借受人は、第12条第1項により借受期間を変更したときは、変更後の借受期間に対応する貸渡料金を支払うものとする。

第24条/返還場所等

借受人は、第12条第1項により所定の返還場所を変更したときは、返還場所の変更によって必要となる回送のための費用を負担するものとする。

- 2 借受人は、第12条第1項による当社の承諾を受けることなく所定の返還場所以外の場所にレンタカーを返還したときは、次に定める返還場所変更違約料を支払うものとする。

返還場所違約料＝返還場所の変更によって必要となる回送の為の費用×200％

第25条/不返還となった場合の措置

当社は、借受人又は運転者が、借受期間を満了したにも関わらず、所定の返還場所にレンタカーを返還せず、かつ、当社の返還請求に応じないとき、又は借受人の所在が不明となる等の理由により不返還と認められるときは、刑事告訴を行う等の法的措置をとるほか、一般社団法人全国レンタカー協会に対し不返還被害を報告するとともに、借受人又は運転者の氏名、生年月日、運転免許証番号等を含む個人情報（個人番号を除く）を、第35条に規定する期間並びに目的で、全レ協システムに登録する等の措置をとるものとする。

- 2 当社は、前項に該当することとなったときは、レンタカーの所在を確認するため、借受人又は運転者の家族、親族、勤務先等の関係者への聞き取り調査や車両位置情報システムの作動等を含む必要な措置をとるものとする。
- 3 第1項に該当することとなった場合、借受人は、当社に与えた損害について賠償する責任を負うほか、レンタカーの回収及び借受人又は運転者の探索に要した費用を負担するものとする。

第6章・故障、事故、盗難時の措置

第26条/故障発見時の措置

借受人又は運転者は、使用中にレンタカーの異常又は故障を発見したときは、直ちに運転を中止し、当社に連絡するとともに、当社の指示に従うものとする。

第27条/事故発生時の措置

借受人又は運転者は、使用中にレンタカーに係る事故が発生したときは、直ちに運転を中止し、事故の大小にかかわらず法令上の措置をとるとともに、次に定める措置をとるものとする。

- (1) 直ちに事故の状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。
 - (2) 前号の指示に基づきレンタカーの修理を行う場合は、当社が認めた場合を除き、当社又は当社が指定する工場にて行う。
 - (3) 事故に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力するとともに、必要な書類を遅滞なく提出すること。
 - (4) 事故に関し相手方の示談その他の合意をするときは、あらかじめ当社の承諾を受けること。
- 2 借受人又は運転者は、前項の措置をとるほか、自らの責任において事故を処理し、及び解決をするものとする。
 - 3 当社は借受人又は運転者のため事故の処理について助言を行うとともに、その解決に協力するものとする。
 - 4 当社は、事故発生時の状況を確認することを目的として、車載型事故記録装置が装着されている車両について衝撃が発生し、又は急制動がなされた場合等の状況を記録するものとする。

- 5 当社は、必要が認められる場合には、前項の記録を検証するなどの措置をとるものとする。

第28条/盗難発生時の措置

借受人又は運転者は、使用中にレンタカーの盗難が発生したときその他被害を受けたときは、次に定める措置をとるものとする。

- (1) 直ちに最寄りの警察に通報すること。
- (2) 直ちに被害状況を当社に報告し、当社の指示に従うこと。
- (3) 盗難、その他の被害に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力するとともに要求する書類等を遅滞なく提出すること。

第29条/使用不能による貸渡契約の終了

使用において故障、事故、盗難その他の事由（以下「故障等」と呼称）によりレンタカーが使用できなくなった時は、貸渡契約は終了するものとする

- 2 借受人は、前項の場合、レンタカーの引取り及び修理等に要する費用を負担するものし、当社は受領済みの貸渡料金を返還しないものとする。ただし、故障等が第3項又は第5項に定める事由による場合はこの限りではないものとする。
- 3 故障等が貸渡し前に存した欠陥・不具合その他レンタカーが借受条件に適合してないことに起因する場合は、新たな貸渡契約を締結したものとし、借受人は当社から代替レンタカーの提供条件については、第5条第2項を準用するものとする。
- 4 借受人が前項の代替レンタカーの提供を受けないときは、当社は受領済みの貸渡料金を全額返還するものとする。なお、当社が代替レンタカーを提供できないときも同様とする。
- 5 故障等が借受人、運転者及び当社のいずれの責めにも帰することができない事由により生じた場合は、当社は、受領済みの貸渡料金から、貸渡しから貸渡契約の終了までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとする。
- 6 借受人は、本条に定める措置を除き、レンタカーを使用できなかったことにより生ずる損害について当社に対し、本条に定める以外のいかなる請求もできないものとする。ただし、故障等が当社の故意又は重大な過失により生じた場合を除く。

第7章・賠償及び補償

第30条/賠償及び営業補償

借受人は、借り受けたレンタカーの使用に関し、借受人又は運転者が当社のレンタカーに損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。ただし、借受人及び運転者の責めに帰することができない事由による場合を除く。

- 2 前項により借受人が損害賠償責任を負う場合、事故、盗難、故障、レンタカーの汚損・臭気等により当社がそのレンタカーを利用できないことによる損害については料金表に定めるところにより損害を賠償し、又は営業補償をするものとする。
- 3 借受人又は運転者は、借り受けたレンタカーの使用に関し、借受人又は運転者の故意又は過失によって第3者又は当社に損害を与えたとき、その損害を賠償するものとする。

第31条/保険及び補償

借受人又は運転者が第30条第1項又は第3項の賠償責任を負うときは、当社がレンタカーについて締結した損害保険契約及び当社の定める補償制度により、次の限度内の保険金又は補償金が支払われます。

- (1) 対人補償 無制限（自動車損害賠償責任を含む）
 - (2) 対物補償 1事故限度額3000万円（免責金額5万円）
 - (3) 人身傷害補償 1事故限度額3000万円×定員 1名限度額3000万円
- 2 保険約款又は補償制度の免責事由に該当する場合には、第1項に定める保険金又は補償金は支払われない。
 - 3 貸渡約款に違反した場合には、第1項に定める保険金又は補償金は支払われません。
 - 4 保険金又は補償金が支払われない損害及び第1項の定めにより支払われる保険金額又は補償金を超える損害に

については、借受人又は運転者の負担とする。なお、特約により第1項の限度額を変更した場合は、特約で
定めた限度額を超える損害については、借受人又は運転者の負担とする。ただし、激甚災害に対処するための
特別の財政措置等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条に基づき激甚災害と指定された災害
（以下「激甚災害」と呼称）による損害については、その損害が当該激甚災害に指定された地域において
滅失し、き損し、又はその他の被害を受けたレンタカーに係るもの等である場合には、その損害の発生
につき借受人又は運転者に故意又は重大な過失があった場合を除き、借受人はその損害を補償
することを要しないものとする。

- 5 当社が借受人又は運転者の負担すべき損害金を支払ったときは、借受人又は運転者は、直ちに当社の
支払額を当社に弁済するものとする。
- 6 第1項第2号又は第3号に定める保険金又は補償金の免責金額に相当する損害については、特約をした場合を
除いて借受人又は運転者の負担とする。

第8章・貸渡契約の解除

第32条/貸渡契約の解除

当社は、借受人又は運転者が使用中にこの約款に違反したとき、又は第9条第1項各号のいずれかに該当すること
となったときは、何らかの通知、催告を要せずに貸渡契約を解除し、直ちにレンタカーの返還を請求できるもの
とする。この場合、当社は、受領済みの貸渡料金から、貸渡しから解除までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた
残額を借受人に返還するものとする。

第33条/中途解約

借受人は、使用中であっても、当社の同意を得て次項に定める中途解約手数料を支払った上で貸渡契約を解約する
ことができるものとする。この場合、当社は、別途定める規定に該当するときを除き、受領済の貸渡料金から、
貸渡しから返還までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとする。

- 2 借受人は、前項の解約をするときは、次の中途解約手数料を当社に支払うものとする。

中途解約手数料 = {（貸渡契約期間に対応する基本料金）－（貸渡しから返還までの期間に対応する基本
料金）} × 50%

第9章・個人情報

第34条/個人情報の利用目的

当社が借受人又は運転者の個人情報（個人番号除く）を取得し、利用する目的は次のとおりとする。

- （1）道路運動法第80条第1項に基づくレンタカーの事業許可を受けた事業者として、貸渡し契約締結時に
貸渡証を作成する等、事業許可の条件として義務付けられている事項を遂行するため。
- （2）借受人又は運転者に対し、レンタカー、中古車その他当社が取り扱っている商品の紹介及びこれらに関する
サービス等の提供並びに各種イベント、キャンペーン等の開催について、宣伝広告物の送付、Eメールの送信等
の方法により案内するため。
- （3）貸渡契約の締結の際にし、借受け申込者又は運転者の関し、本人確認及び貸渡契約締結の可否について
審査を行うため。
- （4）当社の取り扱う商品及びサービスの企画開発、又はお客様の満足度向上策の検討を目的として、借受人
又は運転者に対しアンケート調査を行うため。
- （5）個人情報（個人番号除く）を統計的に集計、分析し、個人を識別、特定できない形態に加工した統計データ
を作成するため。

第35条/個人情報の登録及び利用の同意

借受人が次の各号のいずれかに該当する場合には、借受人の氏名、生年月日、運転免許証番号含む個人情報
（個人番号除く）が、全レ協システムに7年を超えない期間登録されること並びにその情報が一般社団法人
全国レンタカー協会及びこれに加盟する各地区レンタカー協会並びにこれらの会員であるレンタカー事業者に
よって貸渡契約締結の際の審査のために利用されることに同意するものとする。

- （1）当社が道路交通法第51条の4第1項に基づいて放置違反金の納付を命ぜられた場合。

(2) 当社に対して第18条第5項に規定する駐車違反関係費用の全額の支払いがない場合。

第10章・雑則

第36条/相殺

当社は、この約款に基づく金銭債務があるときは、借受人の当社に対する金銭債務といつでも相殺することができるものとする。

第37条/消費税

借受人は、この約款に基づく取引に課せられる消費税（地方消費税を含む）を当社に対して支払うものとする。

第38条/遅延損害金

借受人及び当社は、この約款に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、相手方に対し年率14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとする。

第39条/邦文約款と英文約款

邦文約款と英文約款に相違があるときは、邦文約款によるものとする。

第40条/約款及び細則

当社は、この約款の細則を別に定めることができるものとし、その細則はこの約款と同等の効力を有するものとする。

- 2 当社は、この約款及び前項の細則を当社の営業店舗に掲示するとともに、当社の発行するパンフレット、料金表、ホームページ等に記載するものとする。
- 3 当社は、この約款及び第1項の細則を変更することができる。この約款又は第1項の細則を変更する場合、当社は、当社のホームページにてこの約款又は第1項の細則を変更する旨及び変更後のこの約款又は第1項の細則の内容並びにその効力発生時期を告知します。また、変更後のこの約款及び第1項の細則は、前項同様これを記載する。

第41条/準拠法

この約款による契約、貸渡し及び貸渡しに付随する全ての行為は、日本法に準拠し、同法によって解釈されるものとする。

第42条/合意管轄裁判所

この約款に基づく権利及び義務について紛争が生じたときは、訴額のいかんにかかわらず当社の本店、支店又は営業所の所在地を管轄する簡易裁判所をもって管轄裁判所とする。

第43条/追記

各項目に追記がある場合は、追記された約款項目が優先されることとする。

随則 この約款は、許可日より施行します。

追記

6章第29条 2024/4/4追記

ナビ、エアコン等走行に支障がない故障に関しては使用不能と見なさず、返金等に応じないものとする。